

国分寺市
地球温暖化防止行動計画

国分寺市

目 次

1 計画策定について	1
1-1 計画策定の背景	1
1-2 計画策定の目的	3
1-3 計画の位置づけ	3
2 計画の対象範囲	4
2-1 計画の対象とする温室効果ガス	4
2-2 計画の対象とする市の事務・事業の範囲	4
2-3 計画の期間	4
3 市の事務・事業における温室効果ガスの排出状況と特性	6
3-1 温室効果ガスの排出状況	6
3-2 温室効果ガスの排出状況の特性	7
4 温室効果ガスの排出削減目標	10
5 温室効果ガスの排出抑制のための取り組み	11
6 計画の推進	17
6-1 推進体制	17
6-2 点検・評価の体制	17
【巻末参考資料】	
環境マネジメントシステムにおける各課の取り組み	19

1 計画策定について

1-1 計画策定の背景

人の活動に伴って発生する温室効果ガスは、大気中にとどまり、地球から放出される熱を妨げる働きがあります。この温室効果ガスの濃度が増加すると、地球全体が暖まりすぎてしまい、動植物や人類に悪影響を及ぼします。

これが、いわゆる地球温暖化問題で、その予想される影響の大きさからみて、人類の生存基盤に関わる最も深刻な環境問題です。

気象庁の発表によると、日本では 20 世紀中に平均気温が約1℃上昇し、また、近年、一部の高山植物の生息できる範囲が減ったり、豪雨の発生頻度が増えるなどの変化が観測されています。

国際的にこの地球温暖化問題に取り組むため、「気候変動に関する国際連合枠組条約(以下「条約」という。)」が平成4年(1992年)5月に決まり、日本も同年6月に署名、平成5年(1993年)5月に受け入れ、条約は平成6年(1994年)3月に始まりました。

平成9年(1997年)12月に京都で開催された条約の第3回締約国会議(COP3)では、温室効果ガス[二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六ふっ化硫黄(SF₆)]を減らす目標が「京都議定書」として決まりました。

「京都議定書」は、次の2つの条件を満たしてから90日後に発効することになっています。

- ①55カ国以上の国が同意(批准)すること
- ②同意(批准)した国が1990年に排出した二酸化炭素量の合計が先進国全体の二酸化炭素総排出量の55%以上を占めること

平成16年(2004年)11月、ロシアが「京都議定書」に同意(批准)したため、2つの条件を満たし、平成17年(2005年)2月、「京都議定書」での約束の発効が始まりました。

「京都議定書」では、日本については、温室効果ガスの総排出量を「平成20年(2008年)から平成24年(2012年)の間に平成2年(1990年)レベル(HFC、PFC、SF₆については平成7年(1995年)を基準とすることができる。)から6%削減」との目標が定められています。

地球温暖化問題は、人間の生活や社会が大量生産・大量消費・大量廃棄型になっている結果起きているため、地球全体で対処しなければなりません。日本では、条約及び同条約 COP3 の経過をふまえて「地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号) (以下「地球温暖化対策推進法」という。)」を定めて、地球温暖化対策に関して、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、積極的に取り組んでいくこととしました。

また、地球温暖化対策をさらに進めるため地球温暖化対策推進法改正法案が平成 17 年に決まりました。

地方公共団体の責務等については、地球温暖化対策推進法第4条において温室効果ガスの排出抑制等のための施策を進めることが決まったほか、地球温暖化対策推進法第 21 条において温室効果ガスの排出抑制のための実行計画の策定・公表等が義務付けられました。

地球温暖化対策の推進に関する法律（抜粋）

（平成十年十月九日法律第百十七号、平成一七年八月一〇日一部改正）

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進するものとする。

2 地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を講ずるとともに、その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体の事務及び事業に関する実行計画等）

第二十一条 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画（以下この条において「実行計画」という。）を策定するものとする。

2 都道府県及び市町村は、実行計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

3 都道府県及び市町村は、実行計画に基づく措置の実施の状況（温室効果ガスの総排出量を含む。）を公表しなければならない。

1-2 計画策定の目的

市においては、平成 16 年(2004 年)3月に「国分寺市環境基本計画」(以下「環境基本計画」という。)が市民参加により策定され、「国分寺市環境基本条例」が平成 16 年(2004 年)9月に制定されました。

また、国分寺市の事務事業の環境配慮を推進するため、環境マネジメントシステムを構築し、環境への負荷低減のために、環境マネジメントプログラムを作成し取り組んでいます。

これらの取り組みを踏まえ、平成 18 年(2006 年)3月に「国分寺市地球温暖化対策実行計画」(以下「計画」という。)を策定しました。これは地球温暖化対策推進法第 21 条に基づく地方公共団体の義務として、市の事務及び事業からの温室効果ガス排出抑制を目的としたものです。

また、計画の実行を通じて、地球温暖化問題に関する職員一人ひとりの意識高揚を図り、環境に負荷を与えない事業者として先導的・模範的な役割を果たしていくことを目指します。

1-3 計画の位置づけ

本計画は、地球温暖化防止に向け市内全体で進める取り組み・目標をまとめるもので、環境基本計画や、各課における個別の取り組みを推進する環境マネジメントシステムなどの取り組みと連携を図り推進します。

2 計画の対象範囲

2-1 計画の対象とする温室効果ガス

計画の対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に次のように規定されています。

- ① 二酸化炭素(CO₂)
- ② メタン(CH₄)
- ③ 一酸化二窒素(N₂O)
- ④ ハイドロフルオロカーボン(HFC)(13種類)
- ⑤ パーフルオロカーボン(PFC)(7種類)
- ⑥ 六ふっ化硫黄(SF₆)

このうち、市において発生の原因となる事務・事業のない、⑤パーフルオロカーボン、⑥六ふっ化硫黄を除く全てのガスの削減を目指します。

2-2 計画の対象とする市の事務・事業の範囲

国の基本方針に基づき、計画においては、市の組織及び施設における事務・事業すべてを対象とします。

ただし、道路・公園等の照明灯については、防犯面から削減することが難しいことなどを考慮し除きます。

2-3 計画の期間

国の基本方針等をふまえて、計画の期間は、平成18年度(2006年度)を初年度として平成23年度(2011年度)までの6か年(※)とします。

(※) 計画当初は平成22年度までの5か年計画でしたが、平成22年度末に1年間の計画期間を延伸しました。

【参考】温室効果ガスの主な発生源

温室効果ガス	主な発生源
二酸化炭素 (CO ₂)	代表的な温室効果ガスであり、産業、民生、運輸部門などにおける石炭、石油等の燃焼(電気などのエネルギー消費)に伴い発生します。
メタン (CH ₄)	燃料の燃焼(ガソリン、軽油など)、家畜の腸内発酵、廃棄物の埋め立てなどに伴い発生します。 市においては、ほとんどが庁用車などの自動車利用によって発生しています。
一酸化二窒素 (N ₂ O)	燃料の燃焼、自動車の排出ガス、廃棄物の焼却、工業プロセスなどから発生します。 市においては、庁用車の利用に伴う自動車の排出ガス・一般廃棄物の焼却によって発生しています。
ハイドロフルオロカーボン (13種のHFC)	代替フロン的一种として生産量が増加しており、スプレー製品の噴射剤、エアコンなどの冷媒用などに使用されています。
パーフルオロカーボン (7種のPFC)	電子部品や電子装置などの機密性のテストのために使用する不活性液体で、半導体の洗浄用などに使用されます。 市においては、発生の原因となる事務・事業はありません。
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	変圧器などに封入され、電気絶縁用ガスとして使われた後、機器の点検や廃棄時に排出されます。 市においては、発生の原因となる事務・事業はありません。

3 市の事務・事業における温室効果ガスの排出状況と特性

3-1 温室効果ガスの排出状況

温室効果ガスの排出状況を把握するに当たり、市の組織及び施設の事務・事業について、平成 16 年度(2004 年度)〔平成 16 年(2004 年)4月～平成 17 年(2005 年)3月〕の活動量を調査し、温室効果ガス排出量の算出を行いました。

市の事務・事業における温室効果ガスの排出状況は以下のようになります。

温室効果ガスの種類	年間排出量(CO ₂ 換算) [kg-CO ₂]	構成比
二酸化炭素(CO ₂)	19,807,101	96.9%
メタン(CH ₄)	224,233	1.1%
一酸化二窒素(N ₂ O)	407,925	2.0%
合 計	20,439,259	100.0%

市の事務・事業により排出される温室効果ガスは、二酸化炭素(CO₂)が 96.9%とほとんどを占めています。

3-2 温室効果ガスの排出状況の特性

1) 温室効果ガス別の排出量

6ページにおいて、市の事務・事業により排出される温室効果ガスの状況を示しましたが、排出するガスの種類別に排出量をみると以下ようになります。

ガス別詳細		二酸化炭素換算年間排出量 [kg-CO ₂]	構成比 [%]
CO ₂	ガソリン	11.608	0.0001
	灯油	98,269.865	0.481
	A重油	121,106.913	0.593
	液化石油ガス(LPG)	18,401.397	0.090
	都市ガス	990,461.619	4.846
	電気使用量 (一般電気事業者)	6,549,513.333	32.044
	一般廃棄物焼却	12,029,336.000	58.854
CH ₄	自動車	169.458	0.001
	一般廃棄物焼却	41.138	0.0002
	廃棄物の埋立処分	188,090.520	0.920
	下水処理・し尿処理 ・浄化槽	35,210.700	0.172
	その他	721.444	0.004
N ₂ O	自動車	3,729.321	0.018
	一般廃棄物焼却	378,972.551	1.854
	下水処理・し尿処理 ・浄化槽	24,858.900	0.122
	その他	364.820	0.002
合計		20,439,259.587	100.000

市の事務・事業のうち、温室効果ガスの年間排出量(二酸化炭素換算)が最も多いのは、一般廃棄物の焼却によるもので、全体に占める割合は 60.7%(CO₂とN₂Oの合計)となっています。続いて、電気使用量の 32.0%となっています。

次ページ以降に、施設における燃料の使用、自動車の走行、廃棄物の焼却・埋立及び浄化槽による排出量に分けて現状を分析します。

2) 施設における燃料の使用による排出量

施設における燃料の使用による温室効果ガスの排出量は以下のとおりです。

施設における燃料の使用量

調査項目		単位	総務部	市民生活部	福祉保健部	環境部	都市開発部	教育委員会	合計
燃料使用量	ガソリン	L	0	0	0	0	0	5	5
	灯油	L	21,000	0	0	18,474	0	0	39,474
	A重油	L	2,500	0	42,195	0	0	0	44,695
	液化石油ガス(LPG)	kg	99	0	365	0	0	5,669	6,133
	都市ガス	m ³	24,155	0	85,672	0	0	395,743	505,570
電気使用量(一般電気事業者)		kWh	775,286	339,607	1,281,945	9,827,216	27,202	5,075,499	17,326,755
追加項目	家庭用機器における灯油の使用量	L	0	36	3,694	2,050	0	29,338	35,118
	家庭用機器における都市ガスの使用量	m ³	546	21,009	40,746	2,018	1,384	46,492	112,195
	家庭用機器におけるLPGの使用量	kg	0	0	6,009	13	0	0	6,022

施設における燃料の使用による排出量

調査項目	単位	合計	対象ガスCO ₂			対象ガスCH ₄			対象ガスN ₂ O			年間排出量 CO ₂ 換算 [kg-CO ₂]	
			使用する 排出係数	単位	排出量	使用する 排出係数	単位	排出量	使用する 排出係数	単位	排出量		
燃料使用量	ガソリン	L	5	2.322	kg/L	12						12	
	灯油	L	39,474	2.489	kg/L	98,270						98,270	
	A重油	L	44,695	2.710	kg/L	121,107						121,107	
	液化石油ガス(LPG)	kg	6,133	3.000	kg/kg	18,400						18,400	
	都市ガス	m ³	505,570	1.959	kg/m ³	990,462						990,462	
電気使用量(一般電気事業者)		kWh	17,326,755	0.378	kg/kWh	6,549,513						6,549,513	
追加項目	家庭用機器における灯油の使用量	L	35,118				0.0003487	kg/L	12	0.000020919	kg/L	0.734623	485
	家庭用機器における都市ガスの使用量	m ³	112,195				0.000185	kg/m ³	21	0.000003699	kg/m ³	0.415009	564
	家庭用機器におけるLPGの使用量	kg	6,022				0.0002259	kg/kg	1	0.000004518	kg/kg	0.027206	37

なお各部門の施設は次の通りです。※併設している施設があるため、実際の施設の数とは一致しません。

課 等	施 設	
総務部	総務課	市庁舎全体・市営住宅
	くらしの安全課	消防団詰所(6分団)
市民生活部	市民課	国分寺駅北口サービスコーナー
	文化コミュニティ課	Lホール・地域センター(6施設)・公会堂(2施設)
福祉保健部	福祉計画課	いずみプラザ
	生活福祉課	福祉センター
	障害者相談室	障害者センター
	保育課	保育園(7園)
	子育て支援課	学童保育所(6施設)・子ども家庭支援センター 児童館(4館)・子どもの発達センターつくしんぼ
	健康推進課	いきいきセンター
	高齢者相談室	高齢者生きがいセンター
環境部	生活環境課	清掃センター
	水道課	浄水所
都市開発部	国分寺駅周辺整備課	国分寺駅周辺開発事務所
	西国分寺駅周辺整備課	西国分寺駅周辺開発事務所
教育部	庶務課	小学校(10校)、中学校(5校)
	指導室	ひかりプラザ
	生涯学習推進課	いずみホール
	スポーツ振興課	市民スポーツセンター・市民テニスコート(戸倉第一・第二) 市民室内プール・戸倉野球場・市民本多武道館
	ふるさと文化財課	文化財保存館・文化財資料展示室・民俗資料室 武蔵事務所・再開発事務所
公民館・図書館	公民館及び図書館(5館)	

3) 自動車の走行に伴う排出量

自動車の走行量と、それに伴う温室効果ガスの排出量は以下のとおりです。

自動車の走行量

			議会事務局	政策部	総務部	市民生活部	福祉保健部	環境部	都市建設部	都市開発部	教育委員会	合計	
自動車の走行量	ガソリン・LPG	普通・小型乗用車	km	2,436	6,215	21,844		4,348	10,270		8,314	13,209	66,636
		軽自動車	km			11,005		7,093	3,300	4,754		8,742	34,894
		普通貨物車	km						19,255	7,738			26,993
		小型貨物車	km			14,790		3,921	6,728	3,007		3,744	32,190
	軽貨物車	km			44,797	4,430	11,957	47,664	23,783		8,004	140,635	
	特種用途車	km						83,047	1,669			84,716	
	軽油	小型貨物車	km						11,850	7,011			18,861
		特種用途車	km			5,376			11,269				16,645

自動車の走行に伴う排出量

			合計	対象ガスCH ₄			対象ガスN ₂ O			年間排出量 CO ₂ 換算 [kg-CO ₂]	
				使用する 排出係数	単位	排出量	使用する 排出係数	単位	排出量		
自動車の走行量	ガソリン・LPG	普通・小型乗用車	km	66,636	0.000011	kg/km	0.732996	0.00003	kg/km	1.99908	635.1077
		軽自動車	km	34,894	0.000011	kg/km	0.383834	0.000022	kg/km	0.767668	246.0376
		普通貨物車	km	26,993	0.000035	kg/km	0.944755	0.000039	kg/km	1.052727	346.1852
		小型貨物車	km	32,190	0.000035	kg/km	1.12665	0.000027	kg/km	0.86913	293.09
	軽貨物車	km	140,635	0.000011	kg/km	1.546985	0.000023	kg/km	3.234605	1035.214	
	特種用途車	km	84,716	0.000035	kg/km	2.96506	0.000038	kg/km	3.219208	1060.221	
	軽油	小型貨物車	km	18,861	0.000081	kg/km	0.152774	0.000025	kg/km	0.471525	149.381
		特種用途車	km	16,645	0.000013	kg/km	0.216385	0.000025	kg/km	0.416125	133.5428

4) 廃棄物の焼却・埋立、浄化槽による排出量

廃棄物の焼却・埋立、浄化槽による温室効果ガスの排出量は以下のとおりです。

			対象ガスCO ₂			対象ガスCH ₄			対象ガスN ₂ O			年間排出量 CO ₂ 換算 [kg-CO ₂]
			使用する 排出係数	単位	排出量	使用する 排出係数	単位	排出量	使用する 排出係数	単位	排出量	
一般廃棄物	連続燃焼式	t	24,797	-	-	0.000079	kg/t	1.959	0.049	kg/t	1222.492	379.014
一般廃棄物焼却量(うち廃プラスチック量)		t	4,488	-	2680.333							12,029.336
廃棄物の埋立によるCH ₄ 排出量		kg	8,957	-				8957				188.097
浄化槽		人	-	3,645		0.460	kg/人	1676.700	0.022	kg/人	80.190	60.070

※国分寺市ではプラスチックは焼却処理していませんが、一般廃棄物への混入により焼却となる量があります。

4 温室効果ガスの排出削減目標

本計画における温室効果ガス排出量の削減目標は、以下に示すとおりです。

【温室効果ガス排出量の削減目標】

平成16年度(2004年度)レベルより、

全施設平均で6%削減します。

【目標値の考え方】

- ① 施設における燃料の使用による温室効果ガス排出量を3%削減、車両の走行に伴う温室効果ガス排出量を5%削減、ごみ減量化・資源化行動実施計画(アクションプラン)に基づき、ごみの排出量の削減に努めて、焼却量及び埋立量を削減します。
 - ② 環境に負荷を与えない事業者として先導的・模範的な役割を果たしていくため、上記の削減目標に加え、さらに努力をしていくことを考慮して市としての目標を設定しました。
- ※ 市では、国分寺市環境マネジメントシステムにもとづき、各課における環境配慮活動の方針、環境活動計画を定め、プログラムに基づいて既に取り組みを進めています。(巻末参考資料に個別の取り組みを示しています。)

5 温室効果ガス削減のための取り組み

温室効果ガスを削減するために、次の取り組みを行います。

1) 物品やサービスの購入・使用

グリーン購入の推進			
《目標》グリーン購入のためのガイドラインを整備し、 物品の購入においてグリーン購入の割合を100%にする。			
配慮項目	事務・事業に伴う物品の購入	分類	物品やサービスの購入・使用
実施項目	具体的な実施項目	内容等	
環境配慮物品 購入の徹底	○エコマーク、グリーンマーク、エナジースター(国際エネルギースタープログラムロゴ)等のついた物品の購入を推進する	グリーン購入のためのしくみづくりを行い、事務用品、消耗品等はエコマーク、グリーンマーク、エナジースター等のついた物品の購入を推進し、環境に対する負荷を減少させる	
	○印刷物にはソイインクを使用する	啓発紙等の印刷にはソイインクを使用する	
	○リサイクル品を使用する	リサイクルトナーなどリサイクル品を使用する	
	○再生紙が使用されている製品(文具類)を購入する	再生紙が使用されている製品(文具類)を購入する	
購入時の過剰包装の見直し	○間伐材、未利用繊維から作られた製品を購入する	間伐材、未利用繊維から作られた製品を購入する	
	○簡易包装された商品を購入する	簡易包装された商品を購入する	
	○詰め替え可能な製品を購入する	洗剤等詰め替え可能な製品を購入する	
	○リターナブル容器での販売製品を購入する	リターナブル容器での販売製品を購入する	

低公害車の導入			
《目標》買い換え車両で低公害車の導入を100%とする。 (低公害車の定義は環境省の定める「低燃費かつ低排出ガス認定車」以上とする)			
配慮項目	事務・事業に伴う物品の購入	分類	物品やサービスの購入・使用
実施項目	具体的な実施項目	内容等	
低公害車の導入	○低公害車の導入を進める	庁用車等の買い換えにあたり、低公害車の導入を進めます。	

コピー用紙等の使用削減			
《目標》コピー用紙の使用量を20%削減する。			
(平成16年度の紙使用量 A4 639万枚、A3 24万7,500枚。うち、複写枚数 397万枚)			
配慮項目	用紙類の使用	分類	物品やサービスの購入・使用
実施項目	具体的な実施項目	内容等	
資料の簡素化・配布資料の部数の適正化	○冊子や配布資料などの余剰部数を削減する	冊子や配布資料の余剰部数を削減し、用紙類の使用を削減する	
電子メディアの活用による紙使用量の削減	○電子メディア等の活用により紙使用量・トナー使用量を削減する	電子メールの活用や資料のペーパーレス化を進め、紙使用量・トナー使用量を削減する 他市の電子決済等の状況を調査し、推進方法を検討する	
コピー等紙利用の効率化	○コピーは両面印刷に心がけ、FAXの受信・内部連絡用には裏紙を使用する	コピーは両面印刷に心がけ、コピー用紙の使用を削減する FAXの受信や内部連絡など、内部事務処理には裏紙を使用する	

再生紙の利用促進			
《目標》100%再生紙を利用する。			
配慮項目	用紙類の使用	分類	物品やサービスの購入・使用
実施項目	具体的な実施項目	内容等	
再生紙購入の徹底	○再生紙を使用する	再生紙を使用し、リサイクルしやすい非塗工紙の使用に配慮する	
市民等への啓発	○印刷物等には、Rマークを表示する	各課で印刷物を作る際には、サーバー上のRマーク(「ごみ減量化推進国民会議」により推奨している再生紙使用のマーク)を入れて作成する	

電気の使用削減			
《目標》電気使用量を3%削減する。			
配慮項目	電気の使用	分類	物品やサービスの購入・使用
実施項目	具体的な実施項目	内容等	
電気機器使用の管理徹底	○電気器具・OA機器は、エネルギー消費効率の高い製品を導入する	パソコン等電気器具・OA機器は、エネルギー消費効率の高い製品を導入する	
	○電気器具・OA機器は、必要時以外は電源を切る	パソコン等電気器具・OA機器は、必要時以外は電源を切る	
	○電気器具の使用台数を削減する	電気ポットなど、電気器具の使用台数を削減する	
	○自動販売機の台数を見直すとともに、エネルギー消費の少ないものに切り替える	飲料やタバコの自動販売機の台数を見直すとともに、エネルギー消費の少ないものに切り替える。	
	○エレベーターの使用を控える	エレベーターの使用を削減し、電気使用量を削減する	

電気の使用削減（つづき）			
《目標》 電気使用量を3%削減する。			
配慮項目	電気の使用	分類	物品やサービスの購入・使用
実施項目		具体的な実施項目	内容等
照明機器使用の管理徹底	○始業前、昼休み、残業時、不要な照明は消す	執務時以外の不要な照明を消す	
	○ノー残業デーを徹底する	残業時間を削減し、照明機器の使用を削減する	
	○自然光を活用し、照明の使用を減らす	自然光を活用し、照明機器の使用を削減する	
空調機・生活機器使用の管理徹底	○温度設定、フィルターの掃除など、空調設備を適正に管理する	温度設定、フィルターの掃除など空調設備を適正に管理し、電気使用量を削減する	
	○ブラインド及びカーテンの使用を徹底する	夏期の太陽光を遮り、冬期の暖房効率を高めるため、ブラインドやカーテンの使用する	

ガスの使用削減			
《目標》 ガス使用量を3%削減する。			
配慮項目	ガスの使用	分類	物品やサービスの購入・使用
実施項目		具体的な実施項目	内容等
ガス使用量の管理徹底	○ボイラー等の適正運転の管理、燃焼効率の向上を図る	ボイラー等の適正運転の管理、省エネタイプボイラーへの計画的変換を進める	
	○給湯温度設定の調節など、ガスコンロ湯沸かし器の効率的使用に努める	給湯温度設定の調節、ガスコンロ湯沸かし器の効率的使用に努める	

水の使用削減			
《目標》 水使用量を10%削減する。			
（平成16年度の使用量 274,432m ³ :環境計画課調べ）			
配慮項目	水の使用	分類	物品やサービスの購入・使用
実施項目		具体的な実施項目	内容等
水使用量の管理徹底	○節水型製品を導入する	便器等は節水型製品を導入する	
	○節水に努める	こまめに水道栓を閉めたり、トイレ用水・洗面所の水量、水圧を調整する	
	○水漏れ点検を徹底する	水漏れ点検を徹底する	
	○庁用車の洗車を行う際は、ホースを使わず、バケツを利用するよう努める	庁用車の洗車を行う際は、流しっぱなしにしないよう、ホースを使わず、バケツを利用するよう努める	
	○積極的に雨水利用を推進する	積極的に雨水利用を推進し、水の有効利用を進める	
	○透水性舗装、浸透ますの整備推進により、雨水の地下浸透を推進する	透水性舗装、浸透ますの整備推進により、雨水の地下浸透を推進し、散水に使用する水を削減し、水の有効利用を進める	

自動車の使用削減			
《目標》 ガソリン・軽油使用量を走行距離数で5%削減する。			
配慮項目	車の燃料の使用	分類	物品やサービスの購入・使用
実施項目	具体的な実施項目	内容等	
ガソリン使用量の管理徹底	○庁用車、庁用バイクの適正使用を徹底する	庁用車、庁用バイクの適正使用を徹底する	
	○近くへの移動は徒歩か自転車の利用を心がける	近くへの移動は庁用車を使用せず、徒歩か自転車の利用を心がける	
	○相乗りを励行する	庁用車を利用する際は、相乗りを励行する	
	○低公害車、低燃費車を優先的に利用する	庁用車を利用する際は、低燃費車を優先的に利用する	
	○水曜日ノーカーデーの推進などにより、庁用車の効果的使用を推進する	水曜日ノーカーデーの推進などにより、庁用車の効果的使用を推進する	
自動車の適正運転の実施	○アイドリング、急発進、急加速、空ぶかしをしない	アイドリング、急発進、急加速、空ぶかしをせず、効率的な運転をする	
	○タイヤ空気圧の調整など、車両整備を推進する	タイヤの空気圧を適正に調整するなど、車両整備を推進し、ガソリン使用量を削減する	

石油等の使用削減			
《目標》 石油使用量を3%削減する。			
配慮項目	その他の燃料の使用	分類	物品やサービスの購入・使用
実施項目	具体的な実施項目	内容等	
石油等使用量の管理徹底	○石油等使用量の抑制に努める	冷暖房用の灯油、清掃センターで使用している重油等の量の抑制に努める	

長期利用			
《目標》 長期利用により廃棄物を削減する。			
配慮項目	その他	分類	物品やサービスの購入・使用
実施項目	具体的な実施項目	内容等	
長期使用が可能な製品の購入	○長期使用が可能な製品を購入する	長期使用が可能な製品を購入し、廃棄物の発生を削減する	

2) 建築物の建築、管理等

温室効果ガスの排出を低減可能な設備・制度の導入 《目標》 省エネルギー化・新エネルギー化を促進する。			
配慮項目	社会基盤・建築物の整備	分類	建築物の建築、管理等
実施項目	具体的な実施項目	内容等	
省エネルギー化の促進	○公共施設の新築、改築の際は、複層ガラス・熱反射ガラスなどの断熱構造や省エネルギーに配慮した設備設計を行い機器導入を進める	公共施設の新築、改築の際は、複層ガラス・熱反射ガラスなどの断熱構造や省エネルギーに配慮した設備設計を行い、機器導入を進める	
新エネルギー化の促進	○公共施設の新築、改築の際は、太陽光、風力などの新エネルギーを利用できる設備の導入を進める	公共施設の新築、改築にあたっては、太陽光、風力などの新エネルギーを利用できる設備の導入を進める。また、コージェネレーションシステム、水蓄熱システムなどの導入を検討し、エネルギー利用の合理化を進める	
	○ごみ焼却余熱の活用を進める	清掃センターでのごみ焼却余熱の活用を進める	

緑地保全の制度の充実 《目標》 緑被率30%を維持する。(緑の基本計画より)			
配慮項目	緑の保全	分類	建築物の建築、管理等
実施項目	具体的な実施項目	内容等	
制度充実の検討	○制度の充実により、崖線緑地・生産緑地を保全する	緑の基本計画や生産緑地の追加指定などの制度の充実により、崖線緑地・生産緑地を保全する	

公共施設の緑化推進 《目標》 学校施設の大規模改修工事などの実施にあたり、緑化等に配慮する。			
配慮項目	緑の保全	分類	建築物の建築、管理等
実施項目	具体的な実施項目	内容等	
緑化の推進	○公共施設の緑化を推進する	公共施設の花壇の整備や屋上緑化の推進により、緑化を進める	

3) その他の事務・事業の実施にあたって

オフィス活動等による廃棄物の削減 《目標》 ごみ減量化・資源化行動実施計画(アクションプラン)に基づき、 ごみの排出量の削減に努める。			
配慮項目	廃棄物の削減とリサイクル	分類	その他の事務・事業の実施にあたって
実施項目	具体的な実施項目	内容等	
購入時の 過剰包装の 見直し	○過剰包装の備品・消耗品の購入を控えるとともに、納入業者等に対しても不要な包装を控えるよう要請する	過剰包装の備品・消耗品の購入を控えるとともに、納入業者等に対しても不要な包装を控えるよう要請する	
発生の抑制	○購買新聞を販売店へ回収させる	購買新聞を販売店へ回収させる	
再使用(リユース)の推進	○包装材・梱包材は再利用する	ダンボール等の包装材・梱包材は再利用する	
	○封筒、ホルダーを繰り返し利用する	封筒、ホルダーを繰り返し利用する	
	○ボールペンなどの詰め替えが可能な物品の利用を推進する	ボールペンなどの詰め替えが可能な物品の利用を推進する	
	○コピー機やプリンターは、再利用可能なカートリッジを使用する	コピー機やプリンターは、再利用可能なカートリッジを使用する	
	○不用品を廃棄せず有効利用する	除籍図書を公共施設に寄贈するなど、不要品を廃棄せず、有効利用する	
分別と資源化の徹底による再利用(リサイクル)の推進	○繰り返し使える容器等を使用する	イベント時等、繰り返し使える容器等を使用する	
	○分別用ごみ箱を設置して、ごみの分別を徹底する	分別用ごみ箱を設置して、ごみの分別を徹底する	
研修の実施	○紙類等のリサイクルを推進する	紙類等のリサイクルを推進し、ごみの減量を進める	
	○環境保全に向け積極的に行動する職員を育てるための研修を実施する	環境保全に関する意識を啓発し、積極的に行動する職員を育てるための研修を実施する	

6 計画の推進

6-1 推進体制

市の各施設を計画の実施組織として位置づけ、各実施組織ごとに計画の進行管理を行うことを基本とします。

6-2 点検・評価の体制

1) 点検・評価の体制

毎年1回、環境計画課より、各課に調査票を配付し、取組状況や目標の達成状況について把握し、総合的に点検、評価します。

また、総合的な点検・評価の結果に基づき、必要に応じて目標値及び取組内容の改善など、計画の見直しを行い、次年度に、より効果的な取組を図っていきます。

総合的な点検・評価については、市民への報告及び意見交換を通じて、計画に対する評価を受けると同時に、地球温暖化防止のための行政の取組に関して、市民から広くアイデアを収集し、計画の推進及び改善を行います。

2)公表

以下に示す手法を用いて、地球温暖化対策に関する市の取組を、市民等に広く公表します。

(1) 市報国分寺

「市報国分寺」を通じて、適宜情報を提供します。

(2) 環境報告書

環境報告書において、情報を提供します。

(3) 国分寺市ホームページ

より広く公表することを目的として、国分寺市ホームページに情報を掲載します。

(<http://www.city.kokubunji.tokyo.jp/>)

3)職員に対する意識啓発等

(1) 庁内イントラネットによる啓発

毎月庁内イントラネットに地球温暖化に関するポスターを掲載し、意識啓発を行います。

(2) 庁内放送による啓発

庁内放送により、地球温暖化に関する情報提供を進め、全職員の理解を深めていきます。

(3) 計画書の配付

計画書を各職場に配布して、全職員の理解を深めることにより、職員一人ひとりの自主的な取組を促します。

【巻末参考資料】

環境マネジメントシステムにおける各課の取り組み

1) 物品やサービスの購入・使用

グリーン購入の推進				
配慮項目	事務・事業に伴う物品の購入	分類	物品やサービスの購入・使用	
実施項目	具体的な実施項目	部課	16年度	19年度の到達点
環境配慮物品購入の徹底	行事(震災総合防災訓練)におけるエコマークビニール袋の使用	くらしの安全課		100%
	使い捨て紙おむつ、尿取りパッドについて、環境に配慮した素材の提供及び使用を推進する	高齢者相談室		
	使い捨て弁当容器について、環境に配慮した素材の提供及び使用を推進する	高齢者相談室		
	建設資材に関し、グリーン購入を推進する(中央鉄道学園跡地地区・西国分寺駅東地区)	西国分寺駅周辺整備課		グリーン購入 50%
	住民票、印鑑証明等のグリーン購入	市民課		グリーン購入率 30%
	消耗品の購入に際しては、グリーン購入法適合品を優先して購入する	用地課		適合品購入率 95%
	事務用品等の単価契約は、エコ・グリーン商品を中心に契約する	会計課		グリーン購入率 90%
	館内で使用する洗剤等は天然素材のものを使い、環境に対する負荷を減少させる	もとまち公民館		使用率 100%
	市報の印刷インクは、環境にやさしいソイインクを使用する	秘書広報課		使用率 100%
	啓発紙の印刷にソイインクを使用する。	選挙管理委員会事務局		リサイクル品 100%
	公園内の施設について、リサイクル材による「エコベンチ」及び看板(リサイクル使用の注意板)を整備する	緑と水と公園課		エコベンチ 60個 注意板 15枚
	ポスター掲示板の素材をリサイクル可能なものにする。また、リサイクル品を使用する	選挙管理委員会事務局		リサイクル品 100%
リサイクルトナーの購入	情報システム課		リサイクルトナー購入率 95%	
イベント時における市民等への啓発	年4回行われる「こくぶんじ朝市・夕市」のイベントの中で、リサイクル品のフリーマーケットやごみの分別PR等の啓発を行い、環境意識の推進を図る	経済課		環境意識の向上とともに、自然と行動できることを到達点とする
	消費生活展を開催し、消費者の生活全般に対する環境意識の啓発を図る	経済課		環境意識の向上とともに、自然と行動できることを到達点とする
	障害者センター職員、利用者等で環境意識啓発のため、環境に配慮したイベントを推進する	障害者相談室		容器・包装のリサイクル率 90% デポジット容器使用のテナント率 20%

コピー用紙等の使用削減				
配慮項目	用紙類の使用	分類	物品やサービスの購入・使用	
実施項目	具体的な実施項目	部課	16年度	19年度の到達点
資料の簡素化・配布資料の部数の適正化	委員会記録の印刷冊数の削減	議会事務局	13冊	7冊に削減
	審議会・審査会資料の削減	情報システム課		資料等の削減 10%
	冊子や配付資料などの余剰部数の削減	政策経営課 指導室		余剰部数は全体の10%以内とする
	都営住宅募集案内の余剰部数の削減	市民課		余剰部数 150部以内
電子メディアの活用による紙使用量の削減	紙の使用枚数の削減	財政課 総務課		削減率 10% コピー用紙等使用量の対H16年度比 3%削減
	辞令その他の職員への通知等について、紙によることを見直し、紙資源の消費削減に努める	職員課		10種類の通知等の紙使用を見直し
	税端末を最大限に利用し、紙の削減を推進する	納税課	A4換算 620,000枚	17年度比 5%削減 (年間 10000枚)
	レセプトの画像処理により、紙使用量を削減する	保険課	550,000枚	年間 550,000枚の削減
	認定審査会資料の一部をペーパーレス化し、紙使用量を削減する	介護保険課	約 12万枚 (4000件)	70%削減
	庁舎全体のプリンタートナーの使用量の削減	情報システム課		対前年度比削減
	事業の周知方法を検討し、資源の節減に努める	健康推進課		使用資源 10%削減
	電子決裁について、他市の実施状況を調査する	会計課		費用対効果の検討
	各自、両面コピーや部数の多いものは、印刷機を使用するなどして、コピー枚数を削減する	課税課		コピー使用枚数 9%削減
コピー等紙利用の効率化	内部事務処理(FAX受信用紙・内部連絡用紙)に裏紙を利用する	市民課		リサイクル率 95%
	紙はなるべく裏紙を使用し、リサイクルを心がける	男女平等人権課		紙のリサイクルが徹底されている。
	宣伝用紙など、事務系の紙の排出を極力削減する。	並木公民館		
	紙の使用枚数の減	子育て支援課		最低枚数の現状維持
	廃棄書類を現時点(16年度末)より削減を図る	西国分寺駅周辺整備課		廃棄書類 50%削減
	監査・審査・検査における資料コピー枚数の削減を推進する	監査委員事務局		20%削減

再生紙の利用促進				
配慮項目	用紙類の使用	分類	物品やサービスの購入・使用	
実施項目	具体的な実施項目	部課	16年度	19年度の到達点
再生紙購入の徹底	入場整理券、選挙人名簿の用紙に再生紙を使用する	選挙管理委員会事務局		リサイクル品 100%

電気の使用削減				
配慮項目	電気の使用	分類	物品やサービスの購入・使用	
実施項目	具体的な実施項目	部課	16年度	19年度の到達点
電気機器使用の管理徹底	退席時・昼休み時のPC電源オフ	経営政策課		職員への完全徹底
	プリンタ等を使用していない時は電源を切る	男女平等人権課		使用されていない電子機器の電源を消すことが徹底されている。
	電気ポット・コーヒーマーカーの使用台数を削減する	議会事務局	9台	0台
	市民スポーツセンター水の広場流れの夜間・冬季停止による光熱水費の節減	スポーツ振興課		光熱水費 5%減
	市民室内プールろ材等の適正管理による逆洗浄の減(光熱水費の節減)	スポーツ振興課		光熱水費 5%減
照明機器使用の管理徹底	本会議・委員会の効率的運営を行い、電気使用量を削減する	議会事務局	委員会数8	委員会数6
	始業前、昼休み、残業時、不要な照明は消す	政策経営課		職員への完全徹底
	通常勤務時間外の照明灯の抑制	総務課		電気使用量の対H16年度比 3%削減
	いずみプラザ電気使用量(市関係部署)の削減を実施する	福祉計画課		平成14年度月平均使用量の 10%削減
	生きがい活動の実施施設において、継続して節電に努める	高齢者相談室		対16年度比5%削減
	利用者への呼びかけにより照明具の使用の削減を図る	恋ヶ窪公民館		熱エネルギー3%減
	開館時間以外は館内の点灯を必要最低限とし消費電力の節減を図る	本多図書館		開館前閉館後の館内消灯
空調機・生活機器使用の管理徹底	冷暖房設備の最小限の使用を図る	総務課		電気使用量の対H16年度比 3%削減
	Lホール内の冷暖房の温度設定を一定の範囲内にする	文化コミュニティ課		
	福祉センターの空調設備の設定温度の適正化	生活福祉課		100%達成
	エアコン利用の削減を図り、エネルギー消費量を現時点(16年度末)より削減を図る	西国分寺駅周辺整備課		エネルギー消費量 50%削減
	利用者への呼びかけにより冷暖房機器の使用の削減を図る	光公民館		10%以上削減
市民等への啓発	利用者への呼びかけにより冷暖房機器の使用の削減を図る	恋ヶ窪公民館		熱エネルギー3%減
	Lホール利用者に対し、環境意識の啓発を図る	文化コミュニティ課		冷暖房を一定の温度内での使用励行
	障害者センター職員、利用者等が同センターを快適に利用していくために、環境を身近に感じてもらうよう、活動内容に環境をテーマにしたものを取り入れる	障害者相談室		活動内容に取り入れる率 60%

ガスの使用削減

配慮項目	ガスの使用	分類	物品やサービスの購入・使用	
実施項目	具体的な実施項目	部課	16年度	19年度の到達点
ガス使用量の管理徹底	省エネタイプボイラーへの変換	学務課		70%達成

水の使用削減

配慮項目	水の使用	分類	物品やサービスの購入・使用	
実施項目	具体的な実施項目	部課	16年度	19年度の到達点
水使用量の管理徹底	けやき公園内の噴水を冬期は停止し、水使用の削減を図る	スポーツ振興課		光水熱費 5%減
	市民スポーツセンターの光熱水の利用を節減する ※電気機器使用の管理徹底から再掲	スポーツ振興課	A重油 3000 ㎏	光水熱費 5%減
	市民室内プールの光熱水の利用を節減する ※電気機器使用の管理徹底から再掲	スポーツ振興課	年間水使用量 10000 m ³	光水熱費 5%減

自動車の使用削減

配慮項目	車の燃料の使用	分類	物品やサービスの購入・使用	
実施項目	具体的な実施項目	部課	16年度	19年度の到達点
ガソリン使用量の管理徹底	水曜日ノーカーデーの推進などにより、庁用車の効果的使用を推進する	総務課		

2) 建築物の建築、管理等

温室効果ガスの排出を低減可能な設備・制度の導入				
配慮項目	社会基盤・建築物の整備	分類	建築物の建築、管理等	
実施項目	具体的な実施項目	部課	16年度	19年度の到達点
建設資材・廃棄物の適正化	建設資材について再生材(砕石・アスファルト混合物等)の使用促進	道路管理課		再生材使用率 95%
	道路建設事業及び建築営繕事業において、建設リサイクル法に基づき、建設副産物再生資源化を推進する	建設課		再資源化率 95%
	改良工事等による廃材のリサイクルを充実する	水道課		100%

緑地保全の制度の充実				
配慮項目	緑の保全	分類	建築物の建築、管理等	
実施項目	具体的な実施項目	部課	16年度	19年度の到達点
制度充実の検討	地域NPOとの連携により、国分寺崖線などの緑地保全計画を協働で検討する	光公民館		NPO以外の活動団体等へ浸透を目指す
	生産緑地の追加指定	都市計画課	138ha	139ha

公共施設の緑化推進				
配慮項目	緑の保全	分類	建築物の建築、管理等	
実施項目	具体的な実施項目	部課	16年度	19年度の到達点
緑化の推進	第四、第五中学校屋上緑化の適正な維持管理	庶務課		屋上緑化の維持
	NPOと協働でプレイステーションの植え込み整備、花壇整備を促進する	生涯学習推進課		総延長 100m
	けやき公園内の植木管理、剪定枝葉のチップ化	スポーツ振興課		緑の保全に努める
	「地域を語るサロン」において、緑に親しむ事業を実施する	本多公民館		随時
	環境に配慮した史跡公園の管理運営を図る	ふるさと文化財課		遺構を破壊しない低木の植栽をする
	市民団体と協働で敷地内に花壇等を整備、維持し、地域の緑化のモデルとする	もとまち公民館		維持管理月1回、花壇面積 100 m ²

3) その他の事務・事業の実施

オフィス活動等による廃棄物の削減					
配慮項目	廃棄物の削減とリサイクル	分類	その他の事務・事業の実施にあたって		
実施項目	具体的な実施項目	部課	16年度	19年度の到達点	
			購入時の過剰包装の見直し	消耗品管理の徹底	生活福祉課
発生の抑制	保育園給食残さい物の減量	保育課		10%減量	
	不要紙類の発生抑制の推進	総務課		ゴミの排出量H16年度比10%削減	
	購入新聞を販売店へ回収させる	秘書広報課		回収率100%	
ごみ収集の有料化	利用者への呼びかけによりごみの排出量の削減を図る	恋ヶ窪公民館		ごみ排出量3%減	
	利用者懇談会で話し合いを行うなど、光公民館利用者との協力によるごみの減量化・分別化に向けて啓発促進を図る	光公民館		随時	
	戸別収集有料化を実施し、ごみの排出抑制及びごみの徹底分別を目標に環境配慮に取り組む	生活環境課		可燃ごみ20%削減 不燃ごみ10%削減	
再使用(リユース)の推進	粗大ごみの有料化により環境保護と物を大切に する意識向上を図る	生活環境課		粗大ゴミ廃棄量30%削減	
	期限が切れる前の備蓄食料・水を各種行事で配付する	くらしの安全課		100%	
	除籍図書を私立小中学校等の公共施設に寄贈するなど、資源のリサイクルを推進する	本多図書館	除籍図書 H15年度 18004冊		リサイクル率の向上
	敬老会で、再利用のフロアマットを使用する	生活福祉課			会場の見直し
	国分寺まつり当日の可燃ごみの排出量並びに分別回収ごみを減量する	文化コミュニティ課	可燃ごみ:パッカー車2台分 分別回収ごみ:深ボディ車3台分		可燃ごみ:パッカー車1.5台分 分別回収ごみ:深ボディ車2台分
	使い捨て採尿器廃棄方法の徹底。自宅採尿の周知を徹底的に進め、コップの使用を減少する	健康推進課			使用コップ5%減
分別と資源化の徹底による再利用(リサイクル)の推進	各種イベントでは、繰り返し使用できる容器等を用い、ゴミの減量化を図る	もとまち公民館		使用率100%	
	ごみの分別を徹底する	政策経営課		職員への完全徹底	
		子育て支援課		現状維持	
	生ごみの分別を徹底する	学務課		100%の分別	
	牛乳紙パック、ストローの分別を徹底する	学務課		100%の分別	

オフィス活動等による廃棄物の削減（つづき）

配慮項目	廃棄物の削減とリサイクル	分類	その他の事務・事業の実施にあたって	
実施項目	具体的な実施項目	部課	16 年度	19 年度の到達点
分別と資源化の徹底による再利用（リサイクル）の推進	リサイクルの推進	指導室		職員・教員・生徒・児童への完全徹底
		政策経営課		職員への完全徹底
		子育て支援課		現状維持
	投票用紙（特殊加工紙）をリサイクルする	選挙管理委員会事務局		リサイクル 100%
	利用者への呼びかけによりごみの分別を推進する	恋ヶ窪公民館		大気汚染防止
	使い捨て紙おむつ、尿取りパッドの廃棄方法（分別収集）を啓発し徹底する	高齢者相談室	紙 おむつ 97850 枚 尿取りパッド 107040 枚	分別収集の達成率 95%
	使い捨て弁当容器の廃棄方法（分別収集）を啓発し徹底する	高齢者相談室	リサイクル 弁当箱 7167 食 使い捨て 弁当箱 16794 食	分別収集の達成率 95%
	有価物地域回収事業により、回収量を増やす	生活環境課		回収量 20%増
	有価物地域回収事業の回収団体を増やす	生活環境課		団体数 20%増
	各種イベントにおいてごみの分別、資源の再利用について市民の意識向上を高める	生活環境課		分別回収量 15%増
	リサイクル講座を継続し、市民への啓発を行う	リサイクル推進課		現状維持
	商店等への協力要請、家庭へのコンポスト容器の普及等により、ごみの排出抑制を推進する	リサイクル推進課		1人1日当たりの排出量 730g
	集団回収の拡充、事業系ごみの資源化、分別収集の拡充、ペットボトル等の拠点回収の拡充など、資源化施策の拡充を推進する	リサイクル推進課		総資源化率 34%
	環境フェスタイベントにおいて環境啓発活動を推進する	環境計画課		イベントで発生する容器包装のリサイクル率 100% 参加者の増加
	本多公民館事務室前にごみ分別の見本ボードを掲示する	本多公民館		随時
本多公民館利用者及び来館者に対し、ごみ分別マニュアルを配付する	本多公民館		随時	
研修の実施	環境に関する意識を啓発し、積極的に行動する職員を育てるための研修を実施する	職員課		研修受講者数 300 人
	給食関係業務職員夏季研修において、環境をテーマに取り上げて環境意識の啓発を図る	学務課		年1回以上必ず研修を実施し、意識の向上を図る

4) 地球温暖化防止に直接かかわらない事務・事業の実施

環境に配慮したまちづくり				
配慮項目	環境全般に関する啓発等	分類	地球温暖化防止に直接かかわらない事務・事業の実施	
実施項目	具体的な実施項目	部課	16年度	19年度の到達点
条例の推進	まちづくり条例の施行、運用による「協働のまちづくり」・「秩序あるまちづくり」・「協調協議のあるまちづくり」の推進	都市計画課		条例に基づくまちづくりの推進
計画の策定	景観基本計画の策定	都市計画課		(仮称)景観形成モデル地区の指定
	住宅マスタープランの策定	都市計画課		マスタープランに基づく住宅施策の推進

環境意識の向上				
配慮項目	環境全般に関する啓発等	分類	地球温暖化防止に直接かかわらない事務・事業の実施	
実施項目	具体的な実施項目	部課	16年度	19年度の到達点
ポイ捨て等に関するマナー向上	ポイ捨て等及び喫煙のマナーアップに関する啓発と自主的活動の支援を図る	環境計画課		ポイ捨て等の条例化
環境意識の啓発	環境学習を実践する中で、環境に関する意識の向上を図る	環境計画課		環境学習の実施 環境シンポジウムの実施
	施設見学の実施、防災学校等の講演、資料提供等により水資源及び水環境に対する、住民の意識向上を図る	水道課		10回/年
	わんぱく学校において、環境意識の啓発を図る	生涯学習推進課		参加者 40名
	社会問題等の講座で、環境問題を積極的に取り上げて市民意識の啓発を図る	光公民館		随時
	水とみどりの講座において、自然保護等を学習しながら、雑木林を維持し、保全する	もともち公民館		保全面積 1ha、延参加者 1,000名
	こども冒険クラブにおいて、実体験を通して子供に自然の大切さを学習してもらう	もともち公民館		参加者 100名、延参加者 500名
	市民大学講座において、環境問題を取り上げ、環境意識の啓発を図る	生涯学習推進課		環境問題の講座の実施 参加者 150名
	成人式において環境問題啓発チラシを配付する	生涯学習推進課		配付数 700枚
	いずみホール利用者及び来館者に対し、環境問題の啓蒙促進を図る	生涯学習推進課		随時
新緑まつりにて、環境意識の啓発を図る	本多公民館		環境問題の講座の実施 参加者 100名	

環境意識の向上

配慮項目	環境全般に関する啓発等	分類	地球温暖化防止に直接かかわらない事務・事業の実施	
実施項目	具体的な実施項目	部課	16年度	19年度の到達点
環境意識の啓発	異世代交流事業において、環境意識の啓発を図る	本多公民館		随時
	環境講座を開催し、環境意識の啓発を図る	恋ヶ窪公民館		環境講座回数3回増
	地域環境に関する講座・講演会などの取組を増やす	並木公民館		3講座以上
	市立図書館全館において、世界環境デー(6月5日)の前後2ヶ月間に環境問題図書コーナー(展示)を設置し、図書館利用者の意識向上を図る	本多図書館		利用者の意識向上

汚染対策

配慮項目	快適な環境整備	分類	地球温暖化防止に直接かかわらない事務・事業の実施	
実施項目	具体的な実施項目	部課	16年度	19年度の到達点
汚染対策	市内の大气、騒音、振動、水質等の測定	環境計画課		大気、騒音、振動調査7箇所 水質調査6箇所 地下水調査20箇所 酸性雨調査 毎月

快適環境の確保

配慮項目	快適な環境整備	分類	地球温暖化防止に直接かかわらない事務・事業の実施	
実施項目	具体的な実施項目	部課	16年度	19年度の到達点
快適環境の確保	用水路の不法投棄の注意板の整備	緑と水と公園課		注意板 10 枚、注意ビラ 30 枚
	観賞用植物の配置	課税課		窓口カウンター及び事務所内机の適所に観賞用植物を配置する。
	駅北口暫定広場、仮通路を委託・職員によって毎日巡回し清掃する	国分寺駅周辺整備課		100%達成
	ごみ・空き缶の投げ捨てなどしないよう啓発看板を立てて、活動を行いモラルの向上を図る	国分寺駅周辺整備課		ごみ・空き缶の投げ捨て無し 76%

地盤沈下の防止				
配慮項目	快適な環境整備	分類	地球温暖化防止に直接かかわらない事務・事業の実施	
実施項目	具体的な実施項目	部課	16年度	19年度の到達点
地盤沈下の防止	地盤沈下防止のための水源(地下水)、適正揚水量の維持(更正工事、ポンプ選定の適正化)	水道課		適正取水ポンプ取替工事水源各2本

鉛給水管の解消				
配慮項目	快適な環境整備	分類	地球温暖化防止に直接かかわらない事務・事業の実施	
実施項目	具体的な実施項目	部課	16年度	19年度の到達点
鉛給水管の解消	市内全域の鉛給水管の取り替え工事を実施し、解消を図る	水道課		市内全域の鉛給水管の解消

水洗化による環境衛生の向上、意識啓発				
配慮項目	快適な環境整備	分類	地球温暖化防止に直接かかわらない事務・事業の実施	
実施項目	具体的な実施項目	部課	16年度	19年度の到達点
水洗化による環境衛生の向上、意識啓発	水洗化により環境衛生の向上を図るとともに、周辺環境に配慮した意識の啓発を図る	下水道課	未水洗化件数774件(H15年度末)	60%(450件)の水洗化

化学物質の適正管理				
配慮項目	快適な環境整備	分類	地球温暖化防止に直接かかわらない事務・事業の実施	
実施項目	具体的な実施項目	部課	16年度	19年度の到達点
化学物質の適正管理	市民農園の利用者切り替え時(2年ごと)に残留農薬調査を実施する	経済課		H16年度2園、H17年度4園実施 全市民農園の検査完了
	市民農園利用者への「農薬取締法」をPRし、環境保全を進める	経済課		市民農園利用者の環境保全意識の向上
	害虫駆除に、薬剤散布を行わない	ふるさと文化財課		害虫駆除を枝の剪定などで対応する

国分寺市地球温暖化防止行動計画

平成 18 年3月

発行 : 国分寺市環境部環境計画課

国分寺市戸倉1-6-1

電話:042-325-0111 ファックス:042-328-1823

